

CCS 導管の高濃度化防止措置（案）について

令和 7 年 1 0 月 9 日

鉱山・火薬類監理官付

1. 基本的考え方

高濃度化防止措置は、CCS 事業法の公共の安全の確保という法目的を踏まえ、導管から漏えいした CO₂ の高濃度化による人の健康が損なわれるおそれを防止することとする。

2. 高濃度化防止措置の方向性

CO₂ の導管輸送事業では、プロジェクト毎に輸送時における圧力、経路・周辺環境などが異なり、それらに伴って導管から CO₂ が漏えいした場合の高濃度化の状況や、当該高濃度化による人の健康に及ぼす影響度も異なる。このため、以下の考え方に基づいて評価を行うとともに、その結果を勘案し、適切な保安措置がとられているかどうかを確認することとする。

- (1) 漏えい時の人の健康に及ぼす影響についてプロジェクトごとに評価を行う。
- (2) 人の健康に及ぼす影響は、人が立ち入る蓋然性が高い場所における低濃度による長時間ばく露と、高濃度による短時間ばく露の双方をシミュレーションにより評価する。
- (3) シミュレーションは、高低差（くぼ地含む）や保安物件の所在等を勘案して必要な範囲で実施する。
- (4) シミュレーション結果から、講じられる保安措置を踏まえた CO₂ の漏えいによる人の健康に及ぼす影響の程度や回避可能性を確認する。